

利用した覚えのない請求 (架空請求) に注意!

安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター 迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を



★相談事例1

「簡易支払い督促命令」と書かれた封書が届いた。手紙には、電話番号に連絡をしないと、訴訟または差し押さえを執行すると書かれている。身に覚えがなく、どうしたらよいかわからない。

★相談事例2

大手通販会社の名前でSMS (ショートメッセージサービス)が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をした。未納サイト料金19万円を請求された。さらに、50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。

＜相談員のアドバイス＞

架空請求は、消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。アドレスや封書、電子メールなどを大量に送っているものと思われず。請求はがきや電子メールなどには「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあったり、実在する

事業者をかたりコンテンツ利用料金などを請求される場合もあります。連絡してしまおうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。心当たりがなければ、請求はがきや封書などに書いてある電話番号などには決して連絡しないようにしましょう。

架空請求か判断がつかない場合、不安を持ったりした場合、相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。

慌てないで! トイレ修理で思わぬ高額請求

★相談事例1

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。急いでいたので料金などは電話で確認しなかった。修理してもらったが、結局新しい便器に交換する点になり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う。

＜相談員のアドバイス＞

慌てて業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりにか

かる料金の有無を確認することも大切です。現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金などを確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。

急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報をごろごろから集めておきましょう。また、水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくとい

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。

商工観光課

443・1405

架空請求なのか判断がつかなかったり、不安な場合は消費生活センターに相談しましょう



まちのわだい

八街中央中学校でオンライン生徒総会を実施

各中学校では、6月～7月に生徒総会が開催され、部活動や委員会の活動方針、学校生活の課題について生徒全員で協議をしています。

八街中央中学校では、毎年体育館で実施していましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、6月26日(金)にWeb会議ツールを用い、各教室をオンライン上でつないで行いました。各リーダーや参加した生徒からは、1年間の目標や決意が真剣に語られました。全校生徒の結束がさらに強まった一日となりました。

八街中央中学校以外の中学校においても、今年度の生徒総会はすべてWeb会議ツールを活用して実施されました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴う「新しい生活様式」の中、各中学校は、未来の教育を見据え、ICT機器やオンラインの活用や研究に積極的に取り組んでいます。



シートベルトとチャイルドシート着用の啓発を実施



6月1日(月)～30日(火)はシートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間で、それにあわせ、6月18日(木)に街頭啓発活動を実施しました。

全座席でのシートベルトの着用は道路交通法で義務付けられており、後部座席もシートベルトを着用していないと、事故にあった際に、車外に放り出される可能性があるだけでなく、前席の人に被害を与えることもあります。

また、6歳未満の子どもを車に乗せる場合は、チャイルドシートを正しく使用し、事故の被害を軽減するほか、子どもが運転操作を妨げることも防止

